

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 凌峯会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市祈年町10丁目38番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年5月25日

(4) 設立登記年月日 平成元年6月16日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	小島内科クリニック	2110106602	岐阜県岐阜市祈年町 10丁目38番地	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年8月20日 令和4年度決算の決定
理事の選任

様式 26-3

法人名 医療法人 凌峯会
 所在地 岐阜市祈年町10丁目38番地

※医療法人整理番号	0	0	1	5	1
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
 (令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額	172,212 千円
2. 負 債 額	9,897 千円
3. 純 資 産 額	162,315 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,741
B 固 定 資 産	120,471
C 資 産 合 計 (A+B)	172,212
D 負 債 合 計	9,897
E 純 資 産 (C-D)	162,315

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 26-1-4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 凌峯会

※医療法人整理番号 0 0 1 5 1

所在地 岐阜市祈年町10丁目38番地

貸 借 対 照 表

(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	51,741	I 流 動 負 債	4,045
II 固 定 資 産	120,471	II 固 定 負 債	5,852
1 有 形 固 定 資 産	44,284	負 債 合 計	9,897
2 無 形 固 定 資 産	7,974	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	68,213	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	157,315
		III 利 益 剰 余 金	0
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	162,315
資 産 合 計	172,212	負 債 ・ 純 資 産 合 計	172,212

様式 26-2-2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 凌峯会

※医療法人整理番号 0 0 1 5 1

所在地 岐阜市祈年町10丁目38番地

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 7月 1日 至 令和 6年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	93,135
2 事業費用	92,277
本来業務事業利益	858
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	858
II 事業外収益	1,258
III 事業外費用	87
経常利益	2,029
IV 特別利益	0
V 特別損失	323
税引前当期純利益	1,706
法人税等	104
当期純利益	1,602

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 凌峯会
理事長 小島 啓志 殿

私は、医療法凌峯会の令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 8月20日
医療法 凌峯会
監事 熊田 博光